

議第16号

平成29年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 | 59事業所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 17,921,500立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 49,100立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 彦根工業用水道事業……更新工事 | |
| 南部工業用水道事業……更新工事 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,280,900
	1 営 業 収 益	1,163,517
	2 営 業 外 収 益	117,383

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 1,132,800
	1 営 業 費 用	1,072,214
	2 営 業 外 費 用	60,586

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額31,900千円は、減債積立金17,547千円、過

年度分損益勘定留保資金 9,133千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 5,220千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 97,100
	1 諸 収 入	97,100

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 129,000
	1 建 設 改 良 費	91,078
	2 企 業 債 償 還 金	36,674
	3 固 定 資 産 購 入 費	1,248

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 (吉川浄水場次亜塩注入 設備更新工事)	平 成 30 年 度	46,051千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 130,750千円

(2) 交 際 費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,259千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成29年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造